

定 款

株式会社アルバック

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社アルバックと称し、英文では、ULVAC, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の製品、その附属品およびこれに関するソフトウェアの開発、製造、販売、輸出輸入およびその中古品の売買並びにこれらのメンテナンスサービスの提供
 - イ. 半導体、電子機器、情報機器等の製造に関する諸機械設備
 - ロ. 自動車、航空機等の製造に関する諸機械設備
 - ハ. 食品、化学、医薬品等の製造に関する諸機械設備
 - ニ. エネルギー、環境保全等に関する諸機械設備
 - ホ. 金属、金属材料等の精練、製造に関する諸機械設備
 - ヘ. 理化学機器
2. 前号に記載する製品および附属品の再生処理
3. 金属商品、セラミックス商品および有機物商品の製造販売並びにこれらの輸出輸入
4. 半導体製品および電子部品等の製造、受託加工および販売
5. 真空技術に関する研究指導
6. 真空技術に関する技術顧問
7. 土木工事、建設工事、機械器具設置工事、電気工事の企画、請負、設計、監理、保守、施工並びに建築物の販売
8. 特殊材料ガス等の販売
9. 太陽光発電等によるエネルギーの販売
10. 医療機器の開発、製造、販売並びに関連する研究および検査の受託業務
11. 医薬品の開発、製造、販売並びに関連する研究および検査の受託業務
12. 労働者派遣事業
13. 金銭の貸付
14. 資金調達に関する仲介およびコンサルタント業務
15. 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を神奈川県茅ヶ崎市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告の方法によりこれを行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、100,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。

2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第19条 株主総会の議事については、議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には、株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第20条 当社の取締役は、12名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を定めることができる。

②前項のほか、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(代表取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって役付取締役の中より代表取締役を選定する。

②代表取締役は、各自会社を代表する。

(顧問および相談役)

第25条 取締役会は、その決議によって顧問および相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、あらかじめ取締役会の定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

②前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

③取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

④取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第28条 取締役会の議事については、議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には、取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規則)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第31条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第36条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

②監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の5日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会議事録)

第37条 監査役会の議事については、議事録を作り当会社にこれを保管する。議事録には、監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。

②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上